

# 「社会的養護における山形県家庭的養護推進計画」の概要

## 1 計画策定の背景

- 社会的養護を必要とする子ども（要保護児童）の約9割が施設で生活
- 児童虐待の増加等に伴い、虐待を受けた入所児童が増加
- 世代間連鎖を防ぐためにも、社会的養護を必要とする子どもにこそ支援の充実が必要

- 「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等）
  - ・社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育てる」の理念の下、できる限り家庭的な養育環境の中で行われることが必要
  - ・社会的養護は原則家庭養護を優先、施設養護もできる限り家庭的養護環境に変更
  - ・今後10数年の間に、施設本体、グループホーム、里親等の割合を各3分の1に

- 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 

「将来像」の目標を平成41年度までの15年間で達成することを目指し、

  - ・各施設は「家庭的養護推進計画」を策定
  - ・都道府県は、15年間で達成すべき目標及び5年毎（前期、中期、後期）の目標を設定し「都道府県推進計画」を策定
  - ・「都道府県推進計画」は「県子ども・子育て支援事業支援計画」（「やまがた子育て応援プラン」）の社会的養護関係部分と整合

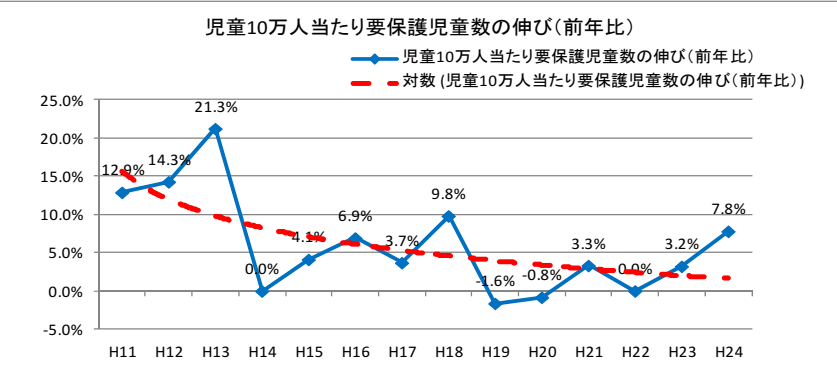
## 2 計画の概要

### (1) 基本的な考え方

- 社会的養護を必要とする子どもの状況に応じた施設養護も含む最適な養育環境の提供が基本
- 平成41年度における社会的養護の需要量見込みを踏まえ必要な定員を確保した上で、施設処遇単位の小規模化・グループホーム化を推進
- より多くの子どもが温かい家庭の中で「あたりまえの生活」を送ることができるよう、里親等委託の環境を整備し積極的に委託を推進

### (2) 社会的養護の需要量の見込み

- ・児童人口は減少しているものの、「要保護児童数」「児童10万人当たり要保護児童数」は増加傾向
- ・「児童相談所の養護相談対応件数」は近年大幅増加、潜在的需要の掘り起こし等によって要保護児童が把握され、要保護児童数の増加につながっているものと思量
- ・過去の「児童10万人当たり要保護児童数」の推移から、直近5年の平均増加率2.7%が一定程度逡減しながらも引き続き増加すると想定し推計



**【推計結果】**  
 ○平成41年度末における本県の要保護児童数（社会的養護の需要量）を243名（平成24年度末比△19名）と推計

### (3) 計画の目標

① 全体の目標（平成41年度末）

	施設養護		家庭養護			計
	施設本体		GH (グループホーム)	FH (ファミリーホーム)	里親	
	乳児院	児童養護施設				
事業所数	1施設	5施設	15ホーム	12ホーム	—	
定員	28名	90名	92名	61名	—	
入所等見込	81名		81名	81名		243名
(H24未入所数)	(231名)		(0名)	(31名)		(262名)

※里親等委託率：33.3%

② 前期及び中期の目標（後期の目標は全体の目標に同じ）

ア) 前期（平成31年度末）の目標  
 GH：2ホーム（12名）、FH：3ホーム（18名）  
 里親等委託率：17.5%

イ) 中期（平成36年度末）の目標  
 GH：8ホーム（50名）、FH：4ホーム（23名）  
 里親等委託率：25.5%

### (4) 目標達成に向けた主な取組み

- ① 前期（平成27年度～平成31年度）
  - ・施設処遇単位小規模化等に向けた県内施設の取組みを支援
  - ・里親委託の増加に向け、児童相談所、里親支援機関など関係機関の体制の充実と連携の強化、活動の活発化を促進
- ② 中期（平成32年度～平成36年度）
  - ・GH開設に向けた県内各施設の具体的な動きを支援
  - ・前期の取組みの成果を活用し里親委託を積極的に推進
- ③ 後期（平成37年度～平成41年度）
  - ・GH開設や里親によるFHの開設を支援
  - ・増加する里親やFHに対する支援を充実強化

### (5) 計画の推進期間と見直し

- 計画期間は平成27年度から平成41年度までの15年間
- 前、中、後期（各5年間）の目標を設定、5年毎に見直し